

ケース別 相続人確定のため戸籍はココをチェックする

相続預金の払戻し手続きにおいて、相続人確定のために必要な戸籍とその見方をケース別に解説します。

あすか中央司法書士事務所 谷 松生 司法書士

ケース1 相続人全員が記載されている戸籍が提出された

お客様の山田花子さんから、夫・太郎の死亡を受けてサンプル1の戸籍が提出されました。相続人は、花子さんからの申し出どおり記載にある花子・春子だけで問題ないでしょうか。

実は、サンプル1のような現行戸籍だけでは相続人を確定できません。過去の戸籍に他の相続人が記載されているかもしれないからです。必ず従前の戸籍の提出も依頼しなければなりません。

現行戸籍以前の改製原戸籍にさかのぼる

被相続人の戸籍をいつの時点までさかのぼるのかは、金融機関によって異なります。不動産の相続登記に際しては、被相続人の生まれたときまでさかのぼった連続した戸籍が要求されるので、この登記所の取扱いを原則とする金融機

サンプル1 山田太郎のコンピュータ化戸籍

全部事項証明	
本籍名 山田太郎	奈良県橿原市土橋町1番地1
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和34年1月1日 【父】山田源太郎 【母】山田梅子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和34年1月1日 【出生地】奈良県橿原市 【届出日】昭和34年1月9日
戸籍に記載されている者	【届出入】親族 山田花子 【名】花子 【生年月日】昭和36年5月1日 【父】鈴木イチロー
婚姻	【婚姻日】昭和57年6月1日 【配偶者氏名】山田太郎 【従前戸籍】奈良県大和高田市大中南町1番地 鈴木イチロー
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成26年9月10日
戸籍に記載されている者	【名】春子 【生年月日】昭和62年7月1日 【父】山田太郎 【母】山田花子 【続柄】長女
発行番号 012345-678910-奈良県橿原市 これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成26年10月10日	

サンプル2 山田太郎の改製原戸籍①

改製原戸籍		改製原戸籍	
平成6年法務省令第51号附則第1条第1項による改製につき平成26年参月拾五日消除		奈良県橿原市土橋町壹番地の宅	
山田太郎		山田太郎	
婚姻の届出により昭和五拾七年六月廿日夫婦につき本戸籍編製	父	山田源太郎	長
昭和参拾四年参月廿日橿原市で出生同月九日父届出入	母	梅子	男
昭和五拾七年六月廿日鈴木花子と婚姻届出橿原市土橋町壹番地の宅	妻	花子	女
山田源太郎戸籍から入籍	夫	源太郎	長
昭和参拾六年五月廿日奈良県大和高田市で出生同月参日父届出入	父	鈴木イチロー	男
昭和五拾七年六月廿日山田太郎と婚姻届出奈良県大和高田市大中南町壹番地鈴木イチロー戸籍から入籍	母	由美子	女
昭和六拾七年七月廿日奈良県大和高田市で出生同月式日父届出入	父	山田太郎	長
籍	母	花子	女
籍	母	春子	女
出生	出生	昭和六拾七年七月廿日	昭和六拾七年七月廿日

容が記載されていることが分かります。技術の向上に伴い、平成6年12月1日からは戸籍をコンピュータで作成して記録することが認められました。

また、平成20年3月15日に、コンピュータ化に伴いこの戸籍が閉鎖（消除）されたことを意味しており、これが平成20年3月15日までの戸籍であるということが分かります。

また、まだ不足しています。サンプル3の改製原戸籍でも同様に、いつからいつまでの情報が記載されているか考えましょう。

1日なので、これが太郎にとって一番古い戸籍と判断できます。つまり、この戸籍は太郎の出生からの戸籍であり、昭和57年6月1日婚姻により除籍されるまでの戸籍であると判断できます。

サンプル3 山田太郎の改製原戸籍②

改製原戸籍		改製原戸籍	
平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製につき平成26年参月拾五日消除		奈良県橿原市土橋町壹番地の宅	
山田太郎		山田太郎	
婚姻の届出により昭和五拾七年六月廿日夫婦につき本戸籍編製	父	山田源造	長
昭和六拾七年七月廿日高市郡眞菅村大字土橋壹番地の宅で出生父届	母	ヨネ	女
夫届出同月参日受附人籍	夫	源太郎	長
佐藤梅子と婚姻届出昭和五拾六年拾月参日受附橿原市土橋町壹番地	妻	梅子	女
山田源太郎戸籍で出生同月九日受附	父	山田源太郎	長
昭和五拾七年六月廿日鈴木花子と婚姻届出橿原市土橋町壹番地の宅	母	太郎	男
出生	出生	昭和参拾四年参月廿日	昭和参拾四年参月廿日

「X」の記載があります。太郎の生年月日は昭和34年1月1日なので、これが太郎にとって一番古い戸籍と判断できます。つまり、この戸籍は太郎の出生からの戸籍であり、昭和57年6月1日婚姻により除籍されるまでの戸籍であると判断できます。

以上のようにして、被相続人の生まれたときから死亡までの戸籍が取得できたら、そこから相続人が確定できます。相続預金払戻しでも、サンプル1〜3の戸籍を提出してもらったことになりま